

平成18年5月8日

ホットラインセンター設立準備会 御中

郵便番号 105 -7304
(ふりがな) どうきょうとみなとくひがししんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびーかぶしがいいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

「ホットライン運用ガイドライン」等に係る意見書

平成18年4月4日に公表された「ホットライン運用ガイドライン」等に関し、下記の通り、意見を提出致します。

記

このたび、「ホットライン運用ガイドライン」等について、意見を提出する機会を与えていただいたことに対して厚く御礼申し上げます。

今回のホットラインセンターの開設に関しましては、インターネットの安全・安心な利用環境の整備の実現に向けて、有用な施策の一つであり、ガイドラインの趣旨には賛同いたしますが、本ガイドラインを現状のインターネットサービスプロバイダ(ISP)業界の全事業者に運用するためには、いくつかの懸念点があり、ホットラインセンターの実施には十分な準備作業が必要であると考えます。

以下に具体的な懸念点を示します。

- (1) 一般の相談窓口として機能するセンターと認識していますが、法解釈を伴うような内容を取り扱うことを想定しているにもかかわらず、事前の情報交換等の確認ができなかったうえに、今回の意見募集が、ガイドラインの一部分に限定されている点に違和感があります。ホットラインセンター設立の経緯や趣旨といった点の説明が不十分であり、将来のセンターの運用面を含めた懸念があります。
- (2) 権利侵害や著作権侵害に関する取り扱いが外部組織への情報提供といった対応では、インターネット利用者からセンターへの申告による要求を満たせないと考えます。想定されている形のホットラインセンター運用では、一般の利用者は混乱してしまうと考えます。
- (3) 受け付けるISP側で、企業体力によって対応に差がつかってしまうことが考えられます。制度を受け入れるISP側には、相当の負担を強いるものであると考えます。

以上